

## 働き方改革に係る夏季休業期間中の学校休業日について

この度、大阪府教育委員会では、「働き方改革」や健康管理の観点から府立学校において本年度、学校休業日を実施することといたしました。

つきましては、本校においても、この趣旨を踏まえ、生徒の登校を禁止し、部活動や学習指導、進路指導、証明書発行等の業務を行わない学校休業日を下記のとおり設けることといたしました。

なお、この期間は、原則として学校の教職員は不在となり、学校へのお電話や御来訪には対応できませんが、緊急時は下記のとおり教育庁で対応させていただきます。

### 記

- 1 期間 平成30年8月11日（土）～13日（月）の3日間
- 2 緊急連絡先（原則、午前9時から午後6時まで。ただし土曜日及び日曜日は除きます。）  
大阪府教育庁教育振興室高等学校課（電話：06-6944-6885）